

1. 法的根拠

資 料

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

【建築基準法】

第51条

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場**その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物**は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、**特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。**

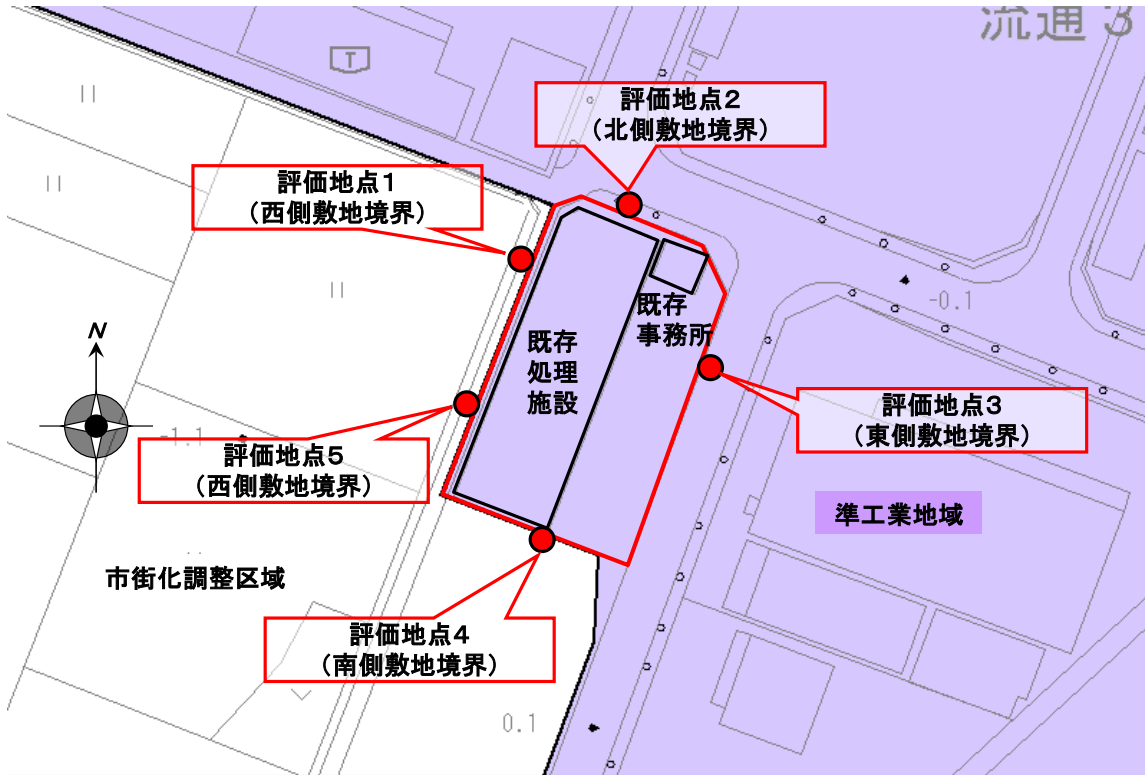
【その他政令で定める処理施設】

<議案第1号>

建築基準法第51条に規定されている政令で定める処理施設		既存施設の処理能力	新規設備設置後の処理能力
取扱廃棄物・処理の種類	処理能力		
廃プラスチック類の破砕	5 t/日を超えるもの	4.5 t/日	33.06 t/日
木くずの破砕	5 t/日を超えるもの	4.5 t/日	85.30 t/日
がれき類の破砕	5 t/日を超えるもの	4.6 t/日	173.64 t/日

議案第 1

配置図 (騒音・振動環境影響調査)



騒音・振動の予測値と基準値

■騒音の基準値と予測値(申請敷地境界)				単位:デシベル
区域区分	予測地点	予測値	基準値	時間区分
第3種区域	評価地点1	56.2	65	昼間 (8:00~20:00)
	評価地点2	59.6		
	評価地点3	57.4		
	評価地点4	61.1		
	評価地点5	58.3		

■振動の基準値と予測値(申請敷地境界)				単位:デシベル
区域区分	予測地点	予測値	基準値	時間区分
第2種区域	評価地点1	54.4	65	昼間 (8:00~20:00)
	評価地点2	49.2		
	評価地点3	46.8		
	評価地点4	43.1		
	評価地点5	48.0		